（生産局農産部農産企画課食糧調査官）同　西浦　博之
金融庁に出向させる
（生産局農産部穀物課付）農林水産技官　田村　道宏
経済産業省に出向させる
（同）同　山田　敏彦
独立行政法人農林水産消費安全技術センターに出向させる
独立行政法人農林水産消費安全技術センター監事　井上　龍子
に任命する
前島　宏敏　臼杵　徳一　小林　健一
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構監事に任命する（各通）
独立行政法人国際農林水産業研究センター監事に任命する　中川　仁
独立行政法人水産総合研究センター監事に任命する（各通）　朝比奈　清　杉田　賢一
農林漁業団体職員共済組合監事に任命する（各通）　井上　武美　新井　安廣
（以上四月一日）

林野庁

（東北森林管理局次長（青森事務所長））農林水産技官　井上　達也
林野庁国有林野部付に配置換する
辞職を承認する（三月三十一日）
（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長）　前川泰一郎
農林水産事務官（近畿中国森林管理局長）に採用する
（大臣官房国際部国際経済課国際交渉官）農林水産技官　柱本　修
林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室長に転任させる
（林野庁森林整備部計画課首席森林計画官）同　小島　孝文
林野庁森林整備部計画課施工企画調整室長に配置換する
（高知県農業振興部副部長）　八百屋市男
農林水産事務官（林野庁森林整備部計画課森林総合利用・山村振興室長）に採用する　中村　道人
（広島県農林水産局林業水産振興部長）
農林水産技官（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室長　寺川　仁
林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室長に転任させる
（関東森林管理局計画部長）同　石澤　尚史
林野庁国有林野部業務課国有林野総合利用推進室長に配置換する
（林野庁国有林野部業務課国有林野総合利用推進室長）同　角　秀敏
北海道森林管理局上川中部森林管理署長に配置換する
（東北森林管理局森林整備部長）同　石田　祐二
東北森林管理局次長（青森事務所長）に昇任させる
（近畿中国森林管理局広島北部森林管理署長）同　金口　健司
農林水産事務官（東北森林管理局総務部長）に配置換する
（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室長）同　中村　毅
東北森林管理局森林整備部長に配置換する
（林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室長）同　池田　直弥
関東森林管理局計画部長に配置換する
（近畿中国森林管理局総務部長）農林水産事務官　長口　深
農林水産技官（中部森林管理局岐阜森林管理署長）に配置換する
（林野庁森林整備部整備課森林土木専門官）農林水産技官　加藤　昭広
農林水産事務官（近畿中国森林管理局総務部長）に配置換する
（東北森林管理局総務部長）農林水産事務官　冨田　幸一
農林水産技官（近畿中国森林管理局広島北部森林管理署長）に配置換する
（林野庁森林整備部計画課施工企画調整室長）農林水産技官　矢野　彰宏
九州森林管理局計画部長に配置換する
（独立行政法人森林総合研究所理事）　平野　秀樹
農林水産技官（林野庁森林整備部付）に採用する　小澤眞虎人
（林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室長）農林水産技官　佐藤　力生
林野庁国有林野部経営企画課付に配置換する
（秋田県農林水産部森林技監）　猪島　康浩
農林水産技官（林野庁国有林野部経営企画課付）に採用する
（近畿中国森林管理局長）農林水産事務官　本村　裕三
農林水産省へ出向させる
（林野庁森林整備部計画課森林総合利用・山村振興室長）同　犬塚　昌良
経済産業省に出向させる（以上四月一日）

水産庁

（水産庁漁政部漁業保険管理官）農林水産技官　大石　浩平
（水産庁資源管理部国際課国際水産情報分析官）同　花房　克磨
（水産庁漁港漁場整備部整備課漁場環境情報分析官）農林水産事務官　菊地　弘美
辞職を承認する（各通）
（水産庁増殖推進部漁場資源課漁場資源情報分析官）農林水産技官　佐藤　力生
（水産庁漁政部漁業調整課船舶管理室長）農林水産事務官　青井　茂雄
定年退職（各通）（以上三月三十一日）
独立行政法人水産総合研究センター理事　長畠大四郎
農林水産技官（水産庁漁政部漁業保険管理官）に採用する
独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員　富塚　叙
農林水産技官（水産庁増殖推進部漁場資源課漁場資源情報分析官）に採用する
（水産庁漁政部漁政課管理官）農林水産事務官　佐々木省裕
水産庁漁政部漁政課船舶管理室長に昇任させる
（海上保安庁第四管区海上保安本部海洋情報部長）海上保安官　岡野　博文
農林水産技官（水産庁資源管理部漁業調整課沿岸・遊漁室長）に転任させる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第1項の規定に基づき、平成24年度予算等について次のとおり報告する。

第1部　平成24年度予算

1．予算成立の経緯

24年度予算は、23年12月24日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、24年1月24日に第180回国会（常会）に提出され、3月8日に衆議院において可決されたが、4月5日に参議院において否決されたため、両院協議会が開かれた。しかしながら、両院の意見が一致しなかったため、同日日本国憲法第60条第2項前段の規定により成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

2．予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

(1)　経済情勢

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、23年度は厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしていた。こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下方リスクに先手を打って対処した。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれた。物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いていた。消費者物価は3年連続の下落となった。23年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の景気の持ち直しにもかかわらずマイナス0.1%程度、国民の景気実感に近い名目成長率はマイナス1.9%程度と見込まれた。